

令和4年第4回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年4月28日(木) 15時10分
出席委員 (19名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (名)	
事務局 振興農地グループ	事務局長 堀ノ内 敬久 主幹兼グループ長 下久保 弘 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 藤原 卓也 主 査 剥岩 泰三 主 査 徳永 香理 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定)の意見決定」について 2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について 4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 午後3時10分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和4年第4回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会は、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をお願いします。 本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。まず議事に入る前に議案の修正

	等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は7番委員と8番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定109件、中間管理権設定5件の合計118件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が48件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数16筆、面積58,218㎡、利用権設定109件、筆数205筆、面積329,881㎡、中間管理権設定5件、筆数8筆、面積11,158㎡、このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告について、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑なしと認めます。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が7件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず国分1と2を17番委員。
17番委員	まず、2号1番でございます。申請地は川原小学校の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は21,288㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして2号2番でございます。現地調査と聞き取り調査を会長にさせていただいております。申請地は國師公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は

	<p>設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,897㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺3を3番委員。
3番委員	<p>3番を報告いたします。なお、現地調査を9番委員に行っていていただいております。申請地は柿木集落センターの南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13,528㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島の4と5を2番委員。
2番委員	<p>続けて報告いたします。2号4番。申請地は田口地域公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は35,620㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、譲受人は※※歳ですけれども、非常に元気な方で、耕作意欲は非常にある方でございます。</p> <p>続きまして、2号5番。申請地は祇谷自治公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,687㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	次に、隼人6を5番委員。
5番委員	<p>2号6番を報告します。申請地は、2筆は小野小学校の南に位置し現況は田、1筆は小野小学校の西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,122㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人7を7番委員。
7番委員	<p>2号7番について報告いたします。申請地は新溝公民館の西に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,246㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。

	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外2件と農用地編入1件の計3件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。 まず、農用地除外の国分の1と福山の2を1番委員。
1番委員	3号1番。申出地は、止上公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成元年4月頃土砂置場にしてしまったという始末書が添付されている。除外目的は山林にするものです。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われ、当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われ、 3号2番。申出地は、福地地区コミュニティセンターの東に位置し、現況は一般住宅1棟、物置2棟である。なお、平成元年4月頃宅地にしてしまったという始末書が添付されている。除外目的は一般住宅1棟と物置2棟を建設するものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われ、当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われ、以上です。
議長（会長）	次に、農用地編入の隼人の3を5番委員。
5番委員	3号3番について報告します。申出地は、日本郵便鹿兒島郵便局の南西に位置しており、現況は畑である。編入目的は農地として有効に利用したいため、農用地に編入するものです。申出地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	調査員から報告が終わりました。只今の報告について何かご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それでは質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外2件、農用地編入1件、合計3件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件については承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が11件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分の1と隼人の2を1番委員。
1番委員	4号1番。申請地は公設地方卸売市場の南東に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は農機具倉庫1棟、農業用資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ

	<p>る。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号2番。申請地は市立医師会医療センターの南東に位置し、現況は造成済である。なお、平成4年1月頃宅地造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の3を4番委員。
4番委員	<p>4号3番を報告いたします。申請地は国分西小学校の北に位置し、現況は通路である。なお、昭和28年頃通路にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は通路を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の4と5を3番委員。
3番委員	<p>4号4番、5番について報告いたします。4番。申請地は綾南中学校の南東に位置し、現況は不耕作である。なお、平成20年頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するもので、現在、駐車場として使われております。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5番を報告いたします。申請地は綾南中学校の南東に位置し、現況は不耕作である。なお、平成2年6月頃宅地の一部にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張するものであります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく溝辺の6を8番委員。
8番委員	<p>6番を報告いたします。申請地は溝辺小学校の北に位置し、現況は資材置場である。なお、年月日不詳で資材置場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島の7と8を2番委員。
2番委員	<p>議案第4号7番。申請地は市後柄自治公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は車庫1棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に議案第4号8番。申請地は野上自治公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農</p>

	地区区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告をいたします。
議長（会長）	次に、隼人の9を5番委員。
5番委員	4号9番を報告します。申請地は小野小学校の北西に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳で一部植林してしまったという始末書が添付されています。農地区区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく、隼人の10を7番委員。
7番委員	4号10番について報告いたします。申請地は新溝公民館の北西に位置し、現況は造成済である。なお、平成5年7月頃造成済、建築済という始末書が添付されている。農地区区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫敷地拡張するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、福山の11を19番委員に代わり7番委員。
7番委員	4号11番について報告いたします。申請地は比曾木野地区公民館の南東に位置し、現況は植林済である。なお、令和4年2月頃植林してしまったという始末書が添付されています。農地区区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に植林済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
4番委員	はい。
議長（会長）	はい、4番委員。
4番委員	溝辺4と5の始末書について、議案には年月日不詳と書いてありますが、報告の中で平成20年とありましたが。
3番委員	はい。直接本人とお会いしました。実をいうとこの場所は以前食堂ができて、その隣を食堂の主が駐車場として借りたいということで、その主が埋立てをして駐車場として利用していたということで、それが平成20年頃だったということで、ご本人と確認をとっております。以上です。
議長（会長）	はい。平成20年頃ということよろしいでしょうか。
4番委員	はい。
議長（会長）	他にございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕

議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、5月10日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件につきまして、意見聴取いたします。
--------	---

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が16件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分の1と2を1番委員。
1番委員	5号1番。申請地は舞鶴中学校の南東に位置し、現況は田と畑である。農地区分は第1種農地の地域整備法等に該当するものと思われる。転用目的は工業団地整備用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。なお、本申請は2haを超える転用であり県許可案件であります。農振除外及び県の開発行為の許可を条件に意見書を述べるものです。 続きまして、5号2番。申請地は下井公民館の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の3を3番委員。
3番委員	3番について報告いたします。申請地は堀之内自治公民館の北に位置し、現況は造成済である。なお、令和元年7月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は農家住宅1棟、農業用倉庫2棟、風呂1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の444.02㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は998.02㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の4を2番委員。
2番委員	5号4番。申請地は新原公民館の北西に位置し、現況は建物等建設済みである。なお、平成14年頃建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は牛舎2棟、堆肥舎1棟、倉庫2棟を建築するものであり、既に建築済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の5を4番委員。
4番委員	5号5番を報告いたします。申請地は天降川小学校の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に国分の6から8を18番委員。

18 番委員	<p>5号6番から8番を続けて報告いたします。5号6番。申請地は東襲山公民館の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅3棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に7番。申請地は国分北小学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に8番。申請地は国分北小学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅3棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の9を3番委員。
3 番委員	<p>9番を報告いたします。申請地は綾南小学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の土地区画整理区域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺の10を8番委員。
8 番委員	<p>5号10番を報告します。申請地は溝辺小学校の北に位置し、現況は資材置場である。なお、年月日不詳で資材置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の466㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は969㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺の11を14番委員。
14 番委員	<p>5号11番について報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園の12を11番委員。
11 番委員	<p>5号12番について報告いたします。申請地は中野公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の741㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,794㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>

議長（会長）	次に、隼人の 13 と 14 を 5 番委員。
5 番委員	<p>5 号 13 番を報告します。申請地は隼人中学校の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 14 番を報告します。申請地は小田西公民館の西に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳で建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、既に建設済みである。また、隣接地宅地の 272.11 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 422.11 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	同じく隼人の 15 を 7 番委員。
7 番委員	5 号 15 番について報告いたします。申請地は西瓜川原公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の 13.44 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 441.44 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく隼人の 16 を 10 番委員。
10 番委員	5 号 16 番を報告いたします。申請地は川尻公民館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、調査委員からの報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、5 月 10 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。なお、国分の 1 につきましては、県の許可案件でありますので、市は許可相当の意見を付して県へ進達することといたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 1 件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。牧園の 1 を 11 番委員。
11 番委員	6 号 1 番について報告いたします。申請地は中野公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。

	<p>転用目的は太陽光発電施設を建設するものである。農地区分は2種農地のその他農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>調査委員からの報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。</p>
	<p>〔「なし」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。以上で、令和4年第4回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、「その他」はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>ないようですので、以上で令和4年第4回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。</p>

閉会 午後4時00分

7番 _____

8番 _____

19番 _____